

指導監督指針

修正箇所	修正内容
【改正後】 全般的	児童福祉法（以下「法という。」）と定義しているため、以降の「児童福祉法」について、該当箇所を「法」に修正
【改正後】 全般的	「届け出」を「届出」に修正 ※「届け出る」は修正なし
【改正後・改正前】 第1の2の次	（留意事項2）（略） （留意事項3）（略）を追記
【改正後】 第1の3（1）	「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）」に修正
【改正後・改正前】 （留意事項4）の次	（2）指導監督の方法（略）を追記
【改正後】 （留意事項8）	「また、以下の施設～は言うまでもない」の「い」を「言」に修正
【改正後】 （留意事項8）	「約款やパンフレット等の書面により」を「約款やパンフレット等の書面等により」に修正 エ 「一時預かり事業対象」を「一時預かり事業の対象」に修正
【改正後】 （留意事項9）	「（一時預かりの乳幼児も含む）」を「（一時預かりの乳幼児も含む。）」に修正 「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条～）」を追記
【改正後】 （留意事項10）	「都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）」の下線部を追記
【改正後】 第1の4（4）	「市町村長」を「市区町村長」に修正
【改正後】 第2の2（1）①	「都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）」を「都道府県等」に修正
【改正後】 （留意事項12）	標題の（略）を削除
【改正後】 （留意事項14）の②	「（国家戦略特別区域法～）」を削除
【改正前】 （留意事項16）	「（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）」に下線
【改正後】 （留意事項17）	「～目的とする施設については、事業所長とする。」の後に「以下同じ。」を追記
【改正後】 （留意事項19）	「利用者に対する書面交付義務等」を「利用者に対する書面等交付義務等」に修正
【改正後】 第4の（1）	「改善勧告を行ったにもかかわらず」の「を行った」を削除
【改正後】 （留意事項27）	「書面によって通知」を「書面等によって通知」に修正
【改正後】 （留意事項28）	「上記の①から③の」を「上記の①から③までの」に修正 「3分の1」を「三分之一」に修正
【改正後】 （留意事項30）	「（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）」を削除
【改正後】 第6の1	「適宜、市町村等に」を「適宜、市区町村等に」に修正
【改正後】 （留意事項32）の④（参照条文）	「公表するものとする」の後に「。」を追記

指導監督基準

修正箇所	修正内容
【改正後】 第1の1（1）の注釈部分（3パラ目）	「都道府県等が施設ごとに～」を「都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに～」に修正
【改正後】 第1の1（2）	「3分の1」を「三分之一」に修正 「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）～）」を追記 「（准看護師を含む。以下同じ。）」を追記
【改正後】 第1の2（1）イ	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23条第3項に規定する家庭的保育補助者～」の下線部を追記
【改正後】 第1の2（2）イ	「一人以上」を「1人以上」に修正 「、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）」を追記 「その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。」の下線部を追記

修正箇所	修正内容
【改正後】 第1の2(2)ロ	「都道府県知事が行う」を「都道府県知事等が行う」に修正
【改正後・改正前】 第1の2(2)の注釈部分(1パラ目)	【改正前】「保育に従事する者は、法第6条3第9項の業務を～」の「の」に下線 「法第6条の3第11項の業務を～」の「の」に下線 【改正後】「保育に従事する者は、法第6条3第9項に規定する業務」の「に規定する」に下線 「法第6条の3第11項に規定する業務を～」の「に規定する」に下線
【改正後】 第1の2(2)の注釈部分(2パラ目)	「都道府県知事」を「都道府県知事等」に修正
【改正後・前】 第2の2(1)	【改正前】「 <u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</u> （平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）」に下線部 【改正後】『「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）』を『家庭的保育事業等設備運営基準』に修正
【改正後】 第4(1)の注釈部分(1パラ目)	「1/8」を「八分の一」に修正
【改正後】 第4(1)の注釈部分(4パラ目)	「地上へ通ず出入口」を「地上へ通ずる出入口」に修正
【改正後・改正前】 第4(3)	「ハート(略)」を追記
【改正後】 第5(2)ア	「事業所長とする。」の後に「以下同じ。」を追記
【改正後・改正前】 第5(2)イの注釈部分(2パラ目)	「(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。)」を削除
【改正後・改正前】 第5(2)イの注釈部分(3パラ目)	「法第6条の3第11項～」を「法第6条の3第9項～」に修正
【改正後・改正前】 第5(2)ウ	【改正前】「 <u>辱めることがない等</u> 」 【改正後】「 <u>辱めること等がないよう</u> 」と下線を追記
【改正後】 第8(1)の注釈(1パラ目)	「・設置者及び職員に対する研修の受講状況（注：法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は～）」の「又は」を「、」に修正
【改正後】 設置届出、運営状況報告書様式	「認可外指導監督基準第1の1(2)」を「認可外指導監督基準第1の2(2)」に修正 様式1-2の⑭-1、⑭-2の注意書きを削除 様式5-2の⑭-1、⑭-2の注意書きを削除 様式5-1の「⑯定員」を「⑮定員」に、「⑳施設に在籍している保育従事者数」を「㉑施設に在籍している保育従事者数」に、「57.乳幼児突然死症候群の予防」を「57.乳幼児突然死症候群に対する注意」に修正 様式5-1の㉒階段等設備部分を修正 様式5-2の「㉓～㉕」を「㉔～㉖」に、「㉓乳幼児突然死症候群の予防」を「㉓乳幼児突然死症候群に対する注意」に修正
【改正前】 設置届出様式、運営状況報告書様式	様式1-2の㉗「保育の質の向上のための研修」を「居宅訪問型保育研修」に修正 様式5-2の㉗「保育の質の向上のための研修」を「居宅訪問型保育研修」に修正
【改正後・改正前】 設置届出、運営状況報告書様式	様式1-2の「㉘施設に～」を「㉘事業所に～」に修正 様式5-2の「㉘施設に～」を「㉘事業所に～」に修正
【改正後】 様式1, 1-2, 2, 8, 9	「児童相談所設置市」又は「児童相談所設置市市長」を追記
【改正後】 様式2	3. サービス内容の掲示等について 書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）に下線部を追記 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由の下線部を追記 「設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設又は～）」の「又は」を「、」に修正 6. 法的根拠 「認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）」を「認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）」に修正